

# 平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月26日(水)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	5
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例 制定の件(議案第8号)	7
○日程第5、工事委託協定の締結について(議案第9号)	7
○議長の挨拶	13
○管理者の挨拶	13
○閉会の宣告	13

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号

平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月24日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 平成25年6月26日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成25年6月26日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出 雲	敏 太 郎	議 員	2 番	松 尾	孝 彦	議 員
3 番	猪 俣	直 行	議 員	4 番	藤 野	登	議 員
5 番	杉 田	恭 之	議 員	6 番	小 澤	弘	議 員
7 番	齊 藤	芳 久	議 員	8 番	石 井	寛	議 員
9 番	長 谷 川	清	議 員	10 番	井 上	勝 司	議 員
11 番	大 曾 根	英 明	議 員	12 番	吉 岡	茂 樹	議 員

不応招議員（なし）

## 平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成25年6月26日（水曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)事故繰越しに係る繰越計算書について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件

日程第 5 議案第9号 工事委託協定の締結について

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	松尾孝彦	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	藤野登	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	小澤弘	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	石井寛	議員
9番	長谷川清	議員	10番	井上勝司	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	宮寺祥仁
事務局長	森田進一	参与（兼事務取扱）	吉田文夫
副参与（兼業務課長事務取扱）	新井正美	副参与（兼維持管理課事務取扱）	矢作芳和
総務課長	宇津木優明	企画調整課長	千葉峰男
業務課長	中田真一	建設課長	高山淳
建設課長	田中隆		

事務局職員出席者

書記	岡本義徳	書記	勝田恭正
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 藤野 登議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

- 藤野 登議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆さん、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今議会で予定されております議案につきまして、議員皆様方の慎重ご審議をいただきまして、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。



◎管理者の挨拶

- 藤野 登議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件のほか1件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件であります。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いたします。



◎議事日程の報告

- 藤野 登議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

- 藤野 登議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

5番 杉田恭之 議員

6番 小澤 弘 議員  
を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○藤野 登議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

○藤野 登議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、管理者より事故繰り越しに係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

次に、監査委員より、平成25年1月分から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願ひます。

以上で諸報告を終わります。

---

◇

### ◎日程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件及び日程第5、議案第9号 工事委託協定の締結についてを一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

---

**◎議案第8号、議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○藤野 登議長 日程第4、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件及び日程第5、議案第9号 工事委託協定の締結についてを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号の2件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件であります。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じ、減額することについて、特例を定めたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第9号 工事委託協定の締結についてであります。本協定は石井水処理センターの監視制御施設につきまして、供用開始より19年間稼働し、耐用年数を超え、老朽化が進んでいる機器の更新工事を実施するため、日本下水道事業団と工事委託に関する協定を締結しようとするものであります。

なお、協定期間につきましては、平成27年3月31日までとし、協定額につきましては全体で3億2,900万円であります。

ここに、協定の締結について、議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○藤野 登議長 これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件に対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件について質疑をいたします。

今回の条例提案の理由でありますけれども、公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づくというふうな提案説明がありました。そこで、この国の措置に対して、地方六団体の見解、さらには石川管理者の見解について、まずお伺いしておきます。

○藤野 登議長 石川管理者。

○石川 清管理者 平成25年1月の全国市長会等で構成する地方六団体の共同声明にもありますとおり、そもそも地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であります。ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないものと考えております。



しかしながら、構成市において地方交付税の削減が見込まれ、非常に厳しい財政状況であることを考慮し、人件費については構成市負担金に直接影響の出る部分でありますので、構成市同様の削減を実施することといたしました。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 再質疑いたします。

ただいま地方六団体の見解、そして石川管理者の見解が示されました。今回の国の措置は、議員立法として提出をされたという背景がありますけれども、6月の13日の参議院の総務委員会で、日本共産党の山下芳生議員のこの早期撤回を求める質疑に対して、人事院の給与局長が、今回の措置によって民間より公務の月例給は2万8,610円低下をしたというふうに答弁をしております。この結果は、公務員の生活、そして働く意欲に大きな影響を与えるのではないかというふうに考えますし、同時に公務員給与というのは、全国の労働者の給与ベース、これを決める一つのベースになっているというふうに思います。したがって、今回の措置が、日本の全体の労働賃金を引き下げていく、さらにこれが景気の足を引っ張る、そういうふうな要因になるのではないかというふうに私は考えます。

そこで、当組合の職員への影響額、これはどういうふうな状況になっているのかお聞きをしておきます。

○藤野 登議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

今回の措置における影響額といたしましては、職員に直接影響いたします給料、手当、その合計といたしまして、年間全体で約1,480万円の減額、率にして6.06%の減と見込んでございます。組合としての人件費といたしましては、給料、手当、それに共済費280万円の減額が予定しておりますので、それを足しますと、総額で1,760万円の減額となる見込みでございます。

なお、今回3段階の率の減額がございしますが、それを平均した影響額といたしましては、主事補、主事の1、2級が、平均年齢で24歳、約13万4,000円、主任から課長補佐の3級から5級が、年齢の平均で44歳、35万9,000円、課長職以上、6級から8級まで、年齢として54歳が平均でございまして、額で58万3,000円の減額の予定でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件について、反対の討論を行います。

本議案の提案理由は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく措置を踏まえて、国

に準じて職員の給与を減額することについて、特例を定めたいというものであります。

今回の国の措置に対して地方六団体は、条例により自主的に決定されるべき職員給与について引き下げの要請がなされたことは、あってはならないことであると指摘をし、また地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段とすることは、交付税の役割を否定しているとの見解を示しています。

石川管理者は、これを実施しなければ構成市の地方交付税削減が見込まれる、やむなしとしながら、国の措置は断じて行うべきではない、こういう見解を示しました。私は、この見解は正しいと考えます。であれば、議員の本来本件に対する態度は、断固としてその問題点を指摘をし、原則的でなければならぬと考えます。

6月13日の参議院総務委員会で日本共産党の山下芳生議員がその撤回を求めて行った質疑に対し、人事院給与局長は、今回の措置により、民間より公務の月例給は2万8,610円低下をしたと答弁をしています。この結果は、公務員の生活と意欲に大きな影響を与え、同時に公務員給与は国全体の給与ベースになっていることから、全体の給与水準を引き下げることにもつながり、景気の足を引っ張る要因と考えます。

先ほどの質疑では、当組合の職員の平均的影響額は、主事補、主事、1級、2級、平均24歳で13万4,000円、主任から課長補佐の3級から5級、平均44歳で35万9,000円、課長職以上、6級から8級の平均54歳で58万3,000円であります。削減額は極めて大きく、これが職員の生活や意欲に影響を与え、ひいては地域経済に及ぼす影響は大きいと考えます。

確かに東日本大震災の被害者支援は重要です。しかし、現在まで行われてきた支援については、使途も含めて大きな問題があり、おくれにおくれているのが実態です。国の抜本的な対策が求められているものであります。その支援については、あくまで国の責任で進められるものであり、その財源確保も、例えば財界が今ため込んでいる使い道のない260兆円にもしっかりと視野を広げつつ、抜本的な対応が必要であると考えます。

新聞報道によりますと、埼玉県和光市においては、労働組合との合意にも至らず、議会も人事院勧告に基づかない今回の給与削減条例は認められないと提案を否決しております。

以上申し述べ、今回のようなルール違反の公務員給与カットなど断じてあってはならないことを強く指摘をし、本議案に対する反対討論といたします。

○藤野 登議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、杉田恭之議員。

○5番(杉田恭之議員) 5番、杉田恭之です。ただいま議題となっております議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の臨時特例に関する条例制定の件につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

国におきましては、厳しい財政状況と東日本大震災に対処するため、平成24年4月から2年間、国家公務員の給与削減措置を実施しておりますが、地方公務員に対しても、職員の給与について国家公務員に準じた給与削減措置を実施するよう要請しております。

本組合も国の要請を受け、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間、給与削減措置を講ずる判断をしたことについては、人事院勧告等に準拠することを原則としている中、厳しい判断であったと推察するところです。しかし、一方では、今回の削減に際しては、構成市である坂戸市及び鶴ヶ島市において地方交付税の減額が見込まれ、非常に厳しい財政状況であることを考慮すると、やむを得ない選択であると

考えます。

以上のような観点から本案に対する賛成討論といたします。

以上です。

○藤野 登議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野 登議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第9号 工事委託協定の締結についてに対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第9号 工事委託協定の締結について質疑をいたします。

1つは、今回の工事委託協定を行う理由について、改めてお伺いをいたします。

2つ目は、今回は監視制御施設関係のようであります。そこで、石井水処理センター全体の耐用年数、平成6年稼働というふうなことです。かなり全体としても耐用年数にきているというふうなことで、これとの関係はどういうふう考えられているのかお伺いをします。

それから、委託協定先についてお伺いをします。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 議案第9号 工事委託協定の締結についてのご質問にお答えいたします。

最初の工事委託協定を行う理由でございますが、石井水処理センターの計画的な改築を推進するため、国庫補助対象事業制度として創設されました長寿命化支援制度による長寿命化計画を、平成24年度から平成28年度までの5年間につきまして平成23年度に策定しております。そして、国の承認をいただいております。計画の中で、水処理センターの維持管理の中核部であります監視制御装置は、供用当初から設置され19年が経過しているため、交換部品等の供給期限を迎えております。故障した場合には、100%復旧できない可能性があり、水処理機能に影響を及ぼすおそれがあることから、早急な更新が必要となり、本年度から来年度にかけまして実施するものでございます。

2問目の石井水処理センター全体の耐用年数との関係でございますが、今回の電気計装設備の耐用年数につきましては、10年及び15年でございます。また、機械類につきましては10年から20年でございます。石井水処理センター全体の改築更新が急務となっております。処理場に下水が最初に到達するための損傷の著しい沈砂池関連の機械類及び汚泥処理関係の監視制御施設の改築更新を長寿命化計画の中で計画しております。今後におきましても、次期の長寿命化計画を策定いたしまして、改築更新を図り、石井水処理センターの維持管理を進めていきたいと考えております。

3問目の委託協定先でございますが、日本下水道事業団は、昭和47年に国及び地方公共団体の出資によ

り、下水道事業の効率的な事業執行のため、技術者の不足する地方公共団体を援助するために設立されております。その後、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人となりまして、地方公共団体の共同の利益となる事業、支援、代行機関となっております。全国的に下水道施設の設計や建設等を受託しております。また、下水処理場関連の工事は、単体を購入、設置するという単純な工事ではなく、現在稼働している施設に係る工事が大多数でありまして、多岐にわたる専門知識が必要となります。日本下水道事業団は、石井水処理センターの建設、増設などを行いまして、施設を十分熟知して、高度な専門知識と技術的ノウハウを持っているため、本委託をするものでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 再質疑いたします。

理由については理解をしたところであります。それで、委託先については日本下水道事業団というふうなことであります。下水道事業は、そういう意味で総合的な技術が集約された事業だというふうなことで、各地方自治体の職員の努力があったとしても、それを全般的に技術を持って対応するというふうなことはなかなか困難であろうというふうに私も思います。そういう意味で、日本下水道事業団への委託、私は理解をしたところでです。

1点、石井水処理センターの建設時に、日本下水道事業団に委託をして、いわゆる電気部門で談合事件がありました。これは、長らくこの組合の議会でも、その賠償問題についていろんな質疑が行われてきたというふうな経過があります。今回同じ事業団への委託というふうなことになるわけですけれども、談合を繰り返す、二度とこういうことがあっては絶対にならないというふうに思います。そういう意味で、日本下水道事業団についても、かつてのそういう談合事件を踏まえて、談合に対する、入札に対する取り組み、それが行われているのではないかとというふうに思いますけれども、その入札等について万全なのかどうか見解をひとつお伺いしておきます。

それからもう一つは、建設から20年が経過をしているというふうなことで、監視制御施設関連、特に技術的な進歩が非常に著しいというふうに私は考えます。そこで、制御系統そのものには変化はないのではないかとというふうに思いますけれども、現在までの施設と今回新しく施設を更新する、その中での技術的な相違、そういうものはどういうふうに反映をされるのか1点お伺いしておきます。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 お答えいたします。

入札について対策は万全かというご質問でございますが、現在の日本下水道事業団の入札制度におきましては、全ての工事の入札を一般競争入札方式のみを採用しております。また、予定価格の事後公表を行い、入札の透明性、競争性を高めております。また、入札談合防止の観点から、工事請負契約書におきまして、談合等不正行為があった場合の違約金等条項を設けるとともに、公共事業から暴力団排除のため、暴力団等の関与があった場合の発注者の解除権などの条項を設けることとしております。また、組合との協定書におきまして、入札談合があった場合には、協議して当該入札談合に係る損害賠償請求を行うものとするとの条項が追加されております。組合といたしましても、入札情報等を入手し、監視していき

いと考えております。

2問目の技術的な相違についてでございますが、現状では、管理棟監視室でのブラウン管での監視制御と大型の操作卓での処理場の監視制御を行っております。また、日報などのデータ管理は操作卓のみで行っております。更新後は、液晶型の監視制御装置を2台、モニターを4台設置いたしまして、一体型でコンパクトの設計となっております。データ管理につきましても、現状はバックアップ機能がない状態となっておりますが、監視制御装置1台故障しても、残りの1台で監視制御が可能になるような装置になっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） わかりました。

それで、今回の金額については、全体額でもって3億2,900万というふうな金額が提案をされておりますけれども、これらの財源構成がどういうふうな財源構成になっているのか1点伺いをします。

それからもう一つは、平成27年の3月の31日が協定期間というふうになっておりますけれども、かなり大がかりな施設の入れかえというふうなことで、ちょっと心配をするのですが、いわゆる入れかえ工事のときに運転を停止をしたりなんかする、そういう状況はないのかどうか。入れかえ工事そのものがどういう形で行われるのかお伺いしておきます。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 お答え申し上げます。

財源構成でございますが、全体額3億2,900万円のうち補助対象事業費が3億1,900万円でございます。国費は、10分の5.5の高率分は1億5,675万円、10分の5の低率分が1,700万円、合計1億7,375万円でございます。残りの1億5,525万円のうち1億3,070万円が起債でございまして、単独費1,000万円を含めました2,455万円が一般財源となっております。

続きまして、入れかえの工事に際しての運転でございますが、監視制御装置は機器類が相互に関連する複雑なシステムとなっております。工事に際しましては、仮設設備の使用、また今回の監視盤、操作盤の更新機器は非常にコンパクトな仕様となっておりますので、空きスペース等を利用することにより、既存施設の運転と調整を図りながら、設備を停止することなく、水処理に影響がないよう工事を施行していきたいと思っております。

以上でございます。

○藤野 登議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議長の挨拶

○藤野 登議長 以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員皆様のご協力、また質疑をいただきまして、スムーズのうちにいい方向にご議決を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

これからまた梅雨が明けて暑くなるかと思いますが、議員皆様におかれましては、体調等十分ご留意をいただきまして、ご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶にかえさせていただきます。



### ◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のご協力によりまして、議会も無事終了することができました。ありがとうございます。

不順な天候が続いておりますので、議員の皆様にはお体に十分ご自愛いただきまして、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前10時34分)

○藤野 登議長 これをもちまして、平成25年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。